

## 機械集材装置運転業務特別教育（14時間）実施要領

1 目 的	<p>機械集材作業の災害を防止するため、機械集材装置の運転に従事する者の資質の向上を図り、安全指導を強化し、集運材の現場での安全確保に資する目的で、事業主に代って法令で定める特別教育を行うものです。</p> <p>この講習を修了しないと、事業者の下で「機械集材装置（集材機、架線、搬器、支柱及びこれらに附属する物により構成され、動力を用いて、原木又は薪炭材（以下「原木等」という。）を巻き上げ、かつ、空中において運搬する設備をいう。以下同じ。）運転の業務」に就くことはできません。</p> <p>（労働安全衛生法第59条及び労働安全衛生規則第36条第7号）</p>			
2 内 容 (カリキュラム) ※受付は、開始 20分前から	区 分	科 目		時 間
	1 日 目 (8:50~17:10)	学 科	関係法令	1.0
			機械集材装置に関する知識	3.0
			ワイヤロープに関する知識	2.0
	2 日 目 (8:50~17:10)	実 技	機械集材装置の集材機の運転（現地確認）	1.0
			機械集材装置の集材機の運転	3.0
ワイヤロープの取扱い			4.0	
計				14.0
3 開催月日	ホームページ講習会予定表のとおり			
4 開催場所	長野県林業総合センター（塩尻市大字片丘字狐久保 5739）			
5 定 員	30人			
6 申込方法	<p>受講申込書を各分会（協会概要欄参照）に提出。</p> <p>※県支部では、受付けないので注意。</p>			
7 受講料	<p>一般：36,000円、会員：35,000円 （消費税、テキスト代を含む）</p> <p>※受講料の納入は申込分会へ。なお、開催間近の取消・欠席は、返金できない場合があるのでご注意ください。</p>			
8 受講票等	<p>受付後、県支部から事業所（又は個人）あて「受講票」を郵送します。</p> <p>留意事項を記載しておりますが、ご不明な点は、県支部までお問合せ下さい。</p>			
9 申込締切	定員に達し次第受付を終了します。終了の旨は、ホームページに掲載します。			
10 持ち物等	<p>(1) 筆記用具、昼食、飲み物等</p> <p>(2) 作業のできる服装、ヘルメット、革手袋、軍手、安全靴等（実技日）</p> <p>(3) 雨具（雨天時）</p>			